

山梨県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との

包括連携協定締結式

日時 令和8年3月24日（火） 16：15～

場所 特別会議室

次 第

1 開式

2 協定書締結

山梨県知事

長崎 幸太郎

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社副社長

井出口 豊

3 写真撮影

4 長崎知事あいさつ

5 井出口副社長あいさつ

6 質疑応答

7 閉式

山梨県とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 包括連携協定書

山梨県（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地方創生の実現に資するため、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地方創生の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 介護離職ゼロ社会の実現に関すること。
- (2) 誰一人取り残されることのない社会の実現に関すること。
- (3) 交通課題に関すること。
- (4) 脱炭素と地域産業振興・中小企業支援に関すること。
- (5) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (6) その他、地方創生に資する取組に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年3月24日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県知事

乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代表取締役副社長執行役員